(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田19番地
森井　　繁
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田19番地
森井　　繁
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第６号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　　斉藤　勝俊
同　　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年11月３日
平成24年８月３日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号

(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1736番地
三宅　良造
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1736番地
三宅　良造
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第７号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　　斉藤　勝俊
同　　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年11月３日
平成24年８月３日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号

(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1875番地
北村栄太郎
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1875番地
北村栄太郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第８号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　　斉藤　勝俊
同　　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年11月３日
平成24年８月３日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号

(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1519番地
村田善太郎
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1519番地
村田善太郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第４０４１号

北海道松前郡福島町字白符580番地の１
申立人　住吉　春美
本籍東京都世田谷区太子堂２丁目308番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　橋本　光博
昭和５年３月８日生
公示催告期間満了日　平成25年３月１日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第４２３号

静岡県湖西市新居町新居1407番地
申立人　内山　喜代
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　内山　利雄
大正13年11月15日生
公示催告期間満了日　平成25年３月15日
静岡家庭裁判所浜松支部